

個人番号確認書類

① 本人からの個人番号の提供 「個人番号カード」により確認

「個人番号カード」がなければ、以下の書類で個人番号及び本人の身元の確認をそれぞれ行います。

確認事項	確 認 書 類
本人の個人番号を確認する書類	<p>次に掲げる書類のうち、いずれか1つ</p> <p>通知カード(現住所、氏名の記載のあるもの)</p> <p>※1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>
本人の身元を確認する書類	<p>(写真付身分証明書の場合)</p> <p>次に掲げる※2個人の識別事項の記載がある書類のうち、いずれか1つ</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が、H24.4.1以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳</p> <p>(写真のない身分証明書の場合)</p> <p>次に掲げる※2個人の識別事項の記載がある書類のうち、異なる種類のいずれか2つ</p> <p>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証又は資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は資格確認書、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、住民基本台帳カード、学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書（発効日から6か月以内のもの）、母子健康手帳、源泉徴収票等</p>

※1 住民票の写し及び記載事項証明書は、氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号が記載されているもの。

※2 個人の識別事項とは、氏名及び出生の年月日又は住所を指す。

②個人の代理人からの個人番号の提供

以下の書類で本人の個人番号、代理人の身元及び代理権の確認をそれぞれ行います。

確認事項	確 認 書 類
本人の個人番号を確認する書類	<p>次に掲げる書類のうち、いずれか1つ</p> <p>個人番号カード、通知カード(現住所、氏名の記載のあるもの)、※1 住民票の写し、住民票記載事項証明書又はこれらの写し</p>
代理人の身元を確認する書類	<p>(写真付身分証明書の場合)</p> <p>次に掲げる※2個人の識別事項の記載がある書類のうち、いずれか1つ</p> <p>個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が、H24.4.1以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳</p> <p>(写真のない身分証明書の場合)</p> <p>次に掲げる※2個人の識別事項の記載がある書類のうち、異なる種類のいずれか2つ</p> <p>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証又は資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は資格確認書、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、住民基本台帳カード、学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書（発効日から6か月以内のもの）、母子健康手帳、源泉徴収票等</p>
代理権を確認する書類	<p>a 法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>b 法定代理人以外の場合 委任状</p> <p>c その他 本人に対して一に限り発行又は発給された書類</p> <p>個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日がH24.4.1以降のもの）、旅券、健康保険証又は資格確認書、生活保護受給者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書等又はその写し</p>

③ 法人の代理人からの個人番号の提供

以下の書類で本人の個人番号、代理人の身元及び代理権の確認をそれぞれ行います。

確認事項	確 認 書 類
本人の個人番号を確認する書類	次に掲げる書類のうち、 <u>いずれか 1 つ</u> 個人番号カード、通知カード(現住所、氏名の記載のあるもの)、※1住民票の写し、住民票記載事項証明書又はこれらの写し
代理人の身元を確認する書類	登記事項証明書に加え、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（社員証その他従業員であることの証明書又はその写し）
代理権を確認する書類	次に掲げる書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの a 法定代理人の場合 その資格を証明する書類 b 法定代理人以外の場合 委任状